

1.募集型企画旅行契約 条件書(国内旅行)

- (1)この旅行は(有)大分県旅館ホテルサービス[大分県知事登録旅行業第3-166号](以下「当社」といいます。)が別府市旅館ホテル組合連合会の協力のもと、企画・募集し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送機関等の提供する運送その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、別府八湯ないかつあーホームページ上での申込方法、ご出発までのご案内と当日ホテル旅館での日程ご案内、出発前にお渡しするナイトツアーチケットにて旅行実施といたします。

2.旅行のお申し込みと旅行契約の成立

- (1)ナイトツアー参加旅館ホテルへ直接申込み、もしくはネット旅行会社、大手旅行会社よりの申込決定を受けて日帰り旅行としての申込確定といたします。
- (2)当社は、電話、郵便、その他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。

3.お申し込み条件

- (1)2名様以上でお申し込みください。バス定員に満たない場合はタクシー(乗合)にて実施いたします。
- (2)お申し込み時点で未成年のみでの参加の方は、親権者の参加が必要となります。さらに、未成年者同士のお申し込みのみでの参加につきましてはお断りする場合があります。
- (3)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、障がいをお持ちの方、補助犬使用の方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様のご負担となります。また、この場合、医師の健康診断書または所定の「お伺い書」を提出していただくことがあります。いずれの場合も現地事情や関係機関等の状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、お客様のご負担で介助をされる方の同行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加をしていただくことを条件とします。ただし、妊娠36週以降(出産予定日の4週間以内)の出産予定日がはっきりしない場合は、健康診断書の提出が必要です。
- (4)お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、当社は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (5)お客様のご都合による別行動はできません。
- (6)お客様がホテル、観光地等において指定された集合場所、集合時間に無連絡で集合せず、搜索する事態が生じた場合、当社は安全確保の観点から、ご同行者の有無にかかわらず、搜索活動の為各関係機関に必要な措置をとる場合があります。その場合、搜索にかかる経費はお客様負担となります。

(7)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社及び宿受付担当者が判断する場合は、乗車をお断りすることがあります。

(8)お客様が下記の①～③の何れかに該当した場合は、お申込みをお断りする場合があります。

- ①お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ②お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
- ③お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。

4. 旅行契約と最終旅行日程の説明

(1)当社が旅行予約により、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は別府八湯ないかつあホームページ等に記載するところによります。

(2)当社は確定した集合場所等のご案内は受付旅館ホテルの当日フロントにて直接説明させていただきます。

5. 旅行代金のお支払い方法

(1)旅行代金は、日帰り旅行終了後、宿泊施設利用後の翌日、宿泊代金と一緒に清算をお願いいたします。

6. 旅行代金の適用

(1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方は、おとな代金、満4歳以上12歳未満の方は、子供旅行代金となります。

(2)旅行代金は、参加各旅館ホテルごとに設定してあります。出発日とご利用人数で施設へご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に記載したバス等利用運送機関の運賃・料金

(2)旅行日程に記載した観光料金

9. 旅行代金に含まれないもの

前第8項に記載したもの以外は、旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。

(1)超過手荷物料金(各種運送機関で定めた重量・容量・個数を超えるもの)

(2)クリーニング代、電報・電話料、追加飲食等個人的性質の諸費用およびこれに係る税・サービス料金

(3)傷害・疾病に関する医療費等

(4)国内旅行総合保険料(任意保険)

10. 旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、次の場合は旅行代金を変更します。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様に通知します。
- (2) 前第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を返金いたします。
- (3) 前第 10 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、違約料その他既に支払い、又これから支払うべき費用を含む。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更(オーバーブッキング)の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

13. 旅行契約の解除・払い戻し

[1]お客様は、次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、下表でいう「旅行契約の解除期日」とは、担当宿泊施設への解除をお申し出頂き、確認した時を基準といたします。

行契約の解除期日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	取 消 料 日帰り旅行
[1] 21 日目に当たる日以前の解除	無 料
[2] 20 日目に当たる日以降の解除 ([3]～[7]を除く)	無 料
[3] 10 日目に当たる日以降の解除 ([4]～[7]を除く)	旅行代金の 20%
[4] 7 日目に当たる日以降の解除 ([5]～[7]を除く)	旅行代金の 30%
[5] 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
[6] 旅行開始日当日の解除 ([7]を除く)	旅行代金の 100%
[7] 不参加または旅行開始後の解除	旅行代金の 100%

「旅行開始後」とは、特別補償規程に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます

* ホテル旅館での受付要員が受付を行う場合はその受付完了時

[1]お客様は、次に掲げる場合において、第13項(1)[1]の規定に係わらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻いたします。

- (a)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が、第23項の別表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
- (b)第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
- (c)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の事由が生じた場合に、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- (d)当社がお客様に対して、第4項に定める期日までに最終旅行日程表を交付しなかったとき。
- (e)当社の責に帰すべき事由によりホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

[2]当社は、本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金から所定の取消料を差し引いた額を払い戻します。

[3]お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(2)旅行開始後の解除の場合

[1]お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領しなかったとき、または、途中離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、当社は、一切の払い戻しをいたしません。

[2]お客様の責に帰さない事由により、ホームページ等に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき、または、当社がその旨を告げたときは、お客様は、取消料を支払うことなく当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち、当該受領することができなくなった部分に係る金額を払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合は、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他を既に支払い、又これから支払うべき費用に係わる金額を差し引いたものを払い戻します。

14.当社による旅行契約の解除

[1]旅行開始前の場合お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、旅行契約を解除することがありますがこの場合、第13項(1)の[1]に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

[2]次の各a)~h)に該当するときは、当社は旅行契約を解除することがあります。

- (a)お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- (b)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- (c)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (d)お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (e)お客様が第3項第9号①~③の何れかに該当することが判明した時
- (g)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、ホームページ等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、また不可能となるおそれが極めて大きいとき。(当日の天候により変更/中止があります。)

[3]当社は、本項(1)の[2]により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金全額を払い戻します。

(2)旅行開始後の場合

[1]旅行開始後であっても、当社は、次に掲げる場合においては、お客様に理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- (a)お客様が病気、或いは必要な介助者の不在等の第3項(4)に記載した事由を含むその他の事由により、旅行の継続が耐えられないと認められるとき。
- (b)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための乗務員等の指示に従わない等や、これらの者または同行するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- (d)天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

[2]解除の効果および払い戻し

当社が本項(2)の[1]により旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。お客様が既に受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。この場合において、当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る費用から当社が当該旅行サービス提供者に既に支払い、または、これから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いた額を払い戻します。

15.旅行代金の払い戻し

(1)当社は、第11項(1)、(2)、の規定により旅行代金を減額した場合、または第13項および第14項の規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあつては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあつては、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

16.旅程管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力します。

ただし、当社がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。(サファリ中止の場合うみたまごコースへ変更のご案内)
- (2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービス(タクシー)の手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めます。
- (3) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認め たときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

17. 当社の指示

お客様は、旅行開始後、旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための乗務員の指示に従っていただきます。

18. 添乗員等

(1) 添乗員の同行はいたしません。バス、およびタクシー乗務員の指示に従ってください。

(2) 乗務員が旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

19. 当社の責任および免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。

(2) 本項(1)の規定は、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り適用されます。

(3) お客様が次に例示するような事由により、損害を被られたときは、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社の過失が証明されたときは、この限りではありません。

- ・ ア.天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ・ イ.運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、または、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ・ ウ.官公署の命令、伝染病による隔離、または、これらによって生じる旅行日程の変更、中止。
- ・ エ.自由行動中の事故。
- ・ オ.食中毒。
- ・ カ.盗難。
- ・ キ.運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更等、または、これらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的の地滞在時間の短縮。
- ・ ク.運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
- ・ 当日、宿泊に関する責任は、お客様が予約された、宿泊施設、旅行会社等の責務となります。

20. 特別補償

(1) 当社は、前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、お客様が本日帰り企画旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被られたときは、旅行業約款「特別補償規程」により、死亡補償金・後遺障害補償金(限度額)として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円または通院見舞金として通院日数(3日以上)により1万円～5万円のいずれかの高い方の金額、また、現金、クレジットカード、貴重品、薬品・化粧品・食料品等の消耗品、撮影済みのフィルム、記録媒体に書かれた原稿等の補償はしません。

※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救援者費用等は一切適用されません。

(2) お客様が、旅行中に被られた損害が、お客様の故意、故意の法令違反・法令に違反するサービスの提供の受領、酒酔い運転、疾病、妊娠、出産、早産、流産等のほか、地震、噴火または津波そしてその事由に随伴して生じた事故・秩序の混乱に基づいて生じた事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。

21.お客様の責任

- (1)お客様の故意または過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより、当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けず。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、ホームページ等に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、ホームページ等に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、現地において速やかに担当宿泊施設に、その旨を申し出なければなりません。